

とちまるくんのデザイン使用についての注意点

1. はじめに

とちまるくんのイラストを商品に印刷するなど、とちまるくんのデザインを使用するには、デザイン使用承認申請が必要です。

- ◎ 申請可能な使用期間は、最長で2年間です。
- ◎ 使用期間満了後、引き続き使用する場合は改めて申請を行い、使用承認を受ける必要があります。
使用期間が満了する日の2週間前までを目途に余裕をもって申請してください。
- ◎ 販売物については、新規・更新いずれの場合も、使用承認を受けた期間における年度ごとの使用の実績について、翌年度の5月末日までに「商品等販売状況報告書」を提出してください。

※ 次の場合には、申請を省略できます！

- ・ 報道目的で使用する場合
 - ・ 学校や保育所が教育、又は保育目的で使用する場合
- (加工使用を行う場合は、地域振興課への申請が必要になります)



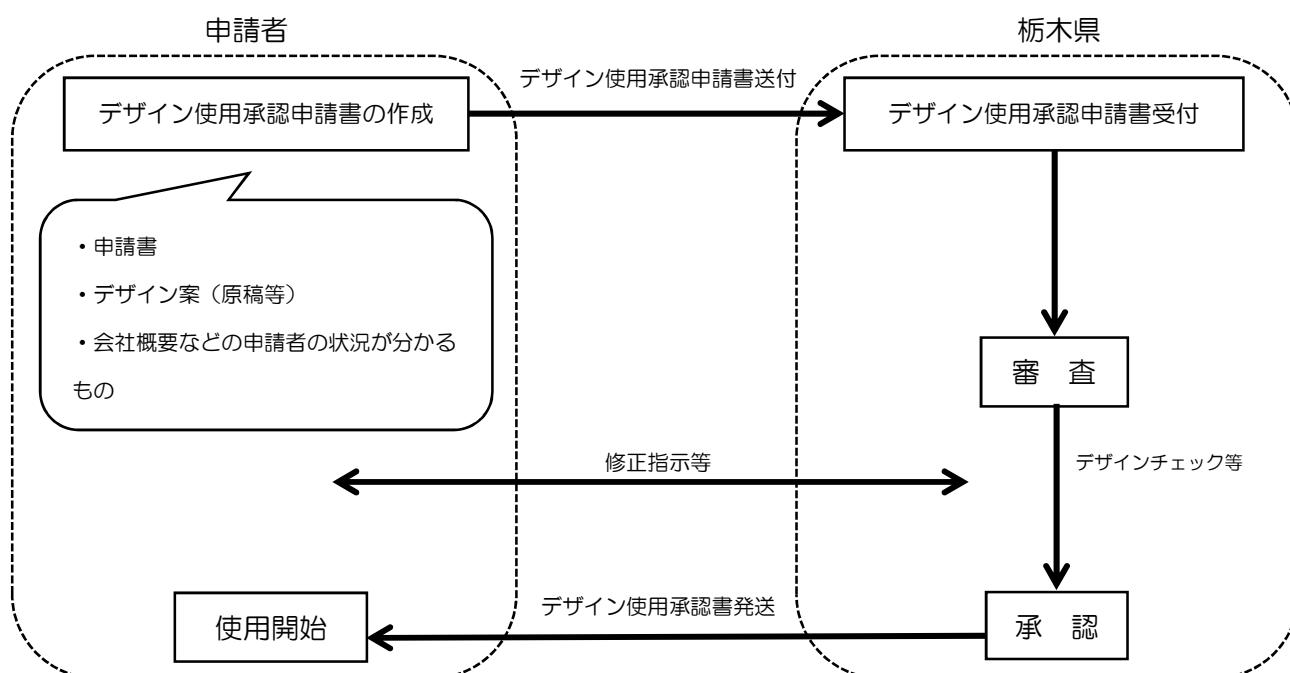
2. 申請の流れ

とちまるくんデザインの使用に係る申請の流れは、次のとおりです。

申請から承認までは2週間程度かかります。

申請内容や受付状況によっては承認までに時間を要する場合がありますので、余裕を持ってお早めに申請してください。

なお、申請内容によっては、デザインの修正等をお願いする場合があります。



3. とちまるくんのデザインについて

HP上のとちまるくんイラスト集は、掲載用に解像度を下げたデータです。

解像度の高いデータやイラストレーター（ai）データをご希望の場合は、地域振興課元気ニコニコ室宛てにお問い合わせください。

また、とちまるくんの写真は、原則として使用できません。



4. 名前等の表記について

とちまるくんデザインを使用する場合には、必ず、下記の表記を行ってください。

(1) 基本の表記

「とちまるくん」が県マスコットキャラクターであることが分かるように、下記のいずれかの表記をお願いします。（とちまるくんデザインの付近に配置してください。）

【基本の記載例】



とちまるくん ©栃木県

- ・承認番号の記載は不要です
- ・“©”が入力できない場合は、(C)でも代用可能です

【その他の記載例】



©栃木県 とちまるくん



©Tochigi pref. Tochimarukun



©栃木県

※とちまるくんの名前ロゴを使用する場合のみ

(2) キャラクター名の標記

とちまるくんは、敬称を含んだ「とちまるくん」でひとつの名前になりますので、キャラクター名を記載する場合には、正しい標記をお願いします。

【正しい例】



とちまるくん

【誤った例】



とちまる___



とちまる君

5. デザインの加工について

とちまるくんのイラストは、イメージの混乱を避けるため、次のような加工を行わないでください。

★ タテ・ヨコ比率の改編

【正しい例】



【誤った例】



★ 色の変更

原則として、とちまるくんの色を変更することはできません。

指定色のままか、単色（黒1色等）での使用をお願いします。

【正しい例】

① カラー（基本）



© 栃木県

とちまるくんの指定カラー

- DIC328 C62% + M86% + Y98%
- DIC90 C35% + Y95%
- DIC8 M13% + Y44%
- DIC564 M100% + Y87%
- DIC256 C92% + M16% + Y100%

②単色（白黒）



© 栃木県

【誤った例】



【使用可能な例】



★ その他の加工

とちまるくんに服を着せる、動きをつけるなどの加工は可能ですが、キャラクターイメージの同一性を保つため、すべて地域振興課の協議を必要とします。

また、とちまるくんの顔パーツ（目、口等）の位置を変更すること、頭身バランスの崩れや左右を反転した状態での使用はできません。

【誤った例】



-目と口の位置の変更-



-頭身バランスの崩れ-



-左右反転-

★ ロゴや文字列ととちまるくんデザインを重ねる加工

とちまるくんが栃木県のマスコットキャラクターであることについて、誤解を招かないよう、特定の企業や団体、個人等のマークやロゴ、名称をとちまるくんイラストに重ねて使用したり、とちまるくんに持たせることはできません。

また、とちまるくんのシャツの県章やはちまきの「とちぎ」標記を、特定の企業や団体、個人等のマークやロゴ、名称に変更することもできません。

【誤った例】



5. とちまるくんのイメージや性格付けに関すること

とちまるくんのイメージを壊さないよう、次のことに注意してください。

★ とちまるくんの趣味、嗜好、思想等

とちまるくんのプロフィールに無い、趣味、嗜好、思想等を表すものは原則として認められません。同様に、特定の人、団体、思想等を支持する、あるいは批判する表現は認められません。

★ とちまるくんのセリフ

とちまるくんデザインから出ている吹き出しを設置する場合、吹き出し内の文章は、とちまるくんのセリフとなりますので、デザインと併せて地域振興課長の審査対象になります。とちまるくんのセリフで表現できるものは、「とちまるくん言葉」（基本的に語尾が「まる☆☆」「まるっと☆☆」で終わる表現）を原則とした、①挨拶、②とちまるくんデザインの使用対象物件に関連する県産品や県施策等のPR、③とちまるくんの出演するイベントの告知、④その他地域振興課長が認めるもの、となります。なお、一人称は「ぼく」を使用します。とちまるくんは7歳の男の子なので、比較的平易な文章を用いるよう心がけてください。

【使用可能な例】

募集中まる～☆☆



※吹き出しを使用する場合
(とちまるくん言葉で表現)

募集中です！！



※吹き出しを使用しない場合
(とちまるくん言葉でなくてもOK)

【誤った例】

募集中です！！



NG理由：吹き出しのセリフが
とちまるくん言葉になっていない

【とちまるくん言葉のポイント】

- ・一人称：「ぼく」
 - ・語尾：「まる」「まるっと」「まる～」「まるね」「まるよ」
- ※語尾の前に「だ」はつけません。 NG例：「OOなんだまる」「OOだまるね」
- ・使用する記号：「!」「?」「♪」「☆☆」「(●・▽・●)」
 - ・その他、7歳の男の子にふさわしくないセリフは不可